

令和元年度市設建築物の ZEB 化導入に向けた調査業務委託 仕様書（案）

1 案件名称

令和元年度市設建築物の ZEB 化導入に向けた調査業務委託

2 実施目的

国は、パリ協定の目標達成を目指し、エネルギー基本計画において「建築物については 2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB の実現をめざす」としている。

本市においても「大阪市地球温暖化対策実行計画」で、2030 年度までの CO₂ 削減目標を国（2013 年度比 26%）を上回る 30%と定めており、目標達成に向けた施策の一つとして、市設建築物における省エネルギーと再生可能エネルギー等の創エネルギーを活用した ZEB の導入効果やコストを検討する必要がある。

市設建築物への ZEB の導入検討には、建替時等に高効率空調機器の採用や、建物の断熱性能の向上を図ることが不可欠となるが、いずれにおいても本市では実績が乏しくエネルギー消費量等の削減効果やコストの把握が急務となっている。

また、国は「設計ガイドライン」等により、ZEB 化の技術をまとめているが、市設建築物への ZEB 化には費用・都市特有の環境等といった制約があり、全ての ZEB 化技術が導入可能なわけではない。

上記の状況を踏まえ、今回の調査業務委託では、市設建築物において、ZEB プランナーの技術提案力を活かし、国内の先進事例などの情報や導入可能な技術をもって、建築的及び設備的省エネルギー手法を融合的に検討することで建設コストの上昇を抑えつつ、エネルギー消費量の抑制を図るという本市の実情に合った ZEB 化に向けたプランをまとめることを目的とする。

3 業務委託内容

(1) 基本情報調査

国内の最新動向調査

国が作成した設計ガイドラインや国内の他の自治体や企業が実施しているプロジェクト事例、現時点で国内の ZEB 化に向けた様々な事業の規模や進捗状況、大阪市の市設建築物（学校・庁舎）において採用可能な ZEB 化技術に関する情報を調査すること。

そのために、本市の市設建築物の ZEB の実現を図るため、ZEB プランナーが有する高度な技術力、建築・設備・環境・エネルギーに関する広範なネットワーク力を活かし、コスト面や都市特有の環境といった制約がある本市の実情に合った市設建築物の ZEB 化に向けた技術を提案すること。

(2) 市設建築物（学校・庁舎）の検討

① ZEB 化実施にかかるコスト試算

近年設計し工事を行った学校や庁舎の内訳書や学校標準図といった貸与された資料を用いて、設計ガイドラインを参考に、様々なパッシブ技術やアクティブ技術などを市設建築物に導入した際のコストを試算すること。

なお、アクティブ技術導入においては、現仕様のアップグレードの他、使用するエネルギー源の変更にも対応すること。

② CO₂ 削減量の検討

市設建築物において、上記技術を導入した際のエネルギー消費量の削減量と新たな設備導入量から算出できる CO₂ 削減量の検討資料を作成すること。

③ ZEB 化に欠かせないエネルギーマネジメント手法の検討

市設建築物において、現状の管理体制で ZEB 化を図ると、エネルギーマネジメントに必要な設備導入に伴う新たな管理コストを発生させるなどといった問題点を洗い出すとともに、現場負担が最小となる解決策の検討を行うこと。

(3) 再エネ導入時の民間事業者の資金活用時の検討

PPA（電力販売契約）他を活用した際の管理責任区分混在時の検討と提案

PPA を活用した再エネ（太陽光発電）導入によるコスト縮減手法及び同一施設に複数の管理責任区分が混在する中で事故発生時の対応策と事故防止に向けた技術的解決策の提案を行うこと。

また、民間事業者が整備し監理した部分を事業期間終了後に引き継ぐ場合の問題点の抽出と解決策の提案を行なうこと。

(4) 報告書の作成

上記（1）から（3）に基づき本業務の結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

4 契約期間

契約日～令和2年2月28日（金）まで

5 業務実施体制

上記の業務の履行にあたり、効率的・効果的な業務体制を整えること。

6 業務実施に関する基本的な条件

(1) 経理・支払に関する条件

ア 受託者は本市の会計年度（4月1日～3月31日）に合わせて事業報告を本市に対して行うものとする。

イ 委託金額の支払いについては、委託契約期間内に業務を完了した後、本市による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

ウ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(2) その他の条件

ア 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。

イ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、本市の解釈に従うこと。

7 報告書、成果品の提出及び打合せ、進捗状況の報告

(1) 最終成果報告書を令和2年2月21日までに提出すること。また提出前に環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループへ報告し、修正指示等を受けること。報告書については、成果報告書及びその概要版を印刷物（A4版）10部並びに電子媒体1部（本市指定の形式）として環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループへ提出すること。

(2) 毎月1回以上進捗状況を環境局環境施策課エネルギー政策グループに報告すること。打合せの日程調整は本業務の受託者が環境局と密に連絡を取り、決定すること。

8 提出先、問合せ先

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 (あべのルシアス 13 階)

大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ

Tel : 06-6630-3483 Fax : 06-6630-3580

E-Mail : ja0088@city.osaka.lg.jp